実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)			
山口市	秋穂地区(大河内北・大河内南・天神町・浜中・北条・中条・井南・浜内・小浜・赤崎・日地・金山 領・西青江・先青江・中道・花香・中津江・屋戸・浦東・祇園町・下村・中野南条・中野西条・中野東 条・中野後条・中野北条)			
当初作成年月	直近の更新年月	今回の更新年月		
平成27年2月	平成31年3月	令和3年3月		

1 対象地区の現状

1 71 X-0 E 0 30 K					
①地	区内の耕地面積	284.7	ha		
②ア:	ンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	170.8	ha		
③地	区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	42.4	ha		
	i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	15.8	ha		
	ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2.0	ha		
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計		0	ha		
(備者	(表)				
1					

2 対象地区の課題

- ・秋穂地区では、個人農家の12経営体が集積、経営を行っており法人経営体は参加していない。現在の集積状況は中・小規模な集積で経営が行われ、エリア耕地面積284haに対し経営面積44.46haで、集積率は約16%となっている。
- ・秋穂地区面積284haについて基盤整備事業終了農地が20パーセント程度であり悪条件の狭小地が多数を 占めるため機械化による集約については限界がある。
- ・地区内の中心経営体で農地集積で経営規模を拡大する場合、人的、時間的コストの増大に耐え切れなくなり規模拡大の妨げとなっているため、低コストでできる作業省力化策(畔・土手などのベントグラス植栽等)を行うことが課題となる。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

中心経営体に集積する場合は、基盤整備地区については既経営地近くを集積し、作業効率を高め経営農地の拡大をする。

4 3の方針を実現するために必要な取組みに関する方針

農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地集積を図る。

5 中心経営体

12経営体

- ①現状の経営面積合計 44.46ha
- ②今後(5年後)の農地の引受けの意向 最大44.46ha